

パブリックコメントにおける御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見の内容	御意見に対する考え方
外国資本による農地取得への規制強化 現在、外国資本や外国人による農地取得が進み、日本の土地利用や安全保障に懸念が生じています。日本人や日本法人が農地を適切に保有し、外国企業や実態の不透明な法人による農地取得を防ぐ仕組みの強化を提案します。具体的には以下のような規制を検討すべきです： 農地取得の際、資本構成や法人の実態調査を義務付ける。 日本法人であっても、外資比率が一定以上の法人に対する農地購入の制限を設ける。 農地の統合と法人営農の推進 日本の農業の競争力を高めるため、法人による農地の統合・営農の促進を提案します。ただし、法人が地域の農業を支える目的で活動する仕組みを整え、利益追求のみを目的とする法人化を防ぐことが重要です。地域住民や農業従事者と連携し、農業を支えるための法人制度を設けるべきです。 中山間地域や水利権を考慮した政策設計 水利権の整備や中山間地域での農業を維持するための政策が急務です。これらの地域が放置されることがないように、以下の点を検討してください： 水利権の適正管理と設備整備に対する支援策の拡充。 中山間地域での農業に特化した補助金やインフラ整備支援の提供。 土地利用の効率化と地域産業の活性化	頂いた御意見につきましては、今後の制度の検討に当たって参考といたします。

農地を単に保有するだけでなく、実際に農作物を生産し地域産業を発展させることが重要です。地主への適切な還元と、地域産業を最大化するための土地利用政策を求めます。 農協や補助金制度の見直し 現行の農協や補助金制度が、一部で非効率や依存体質を助長しているとの指摘もあります。農家が自主的に創意工夫し、良い作物を生産することを支援する方向で再設計を行うべきです。 就農者支援と教育の充実 新規就農者が堅実に農業収入を得られる仕組みを構築するため、以下の施策を検討してください： 就農者に対する現実的で持続可能な営農計画の指導。 食育や栄養学を含む教育プログラムの学校現場への導入。 健康的な食生活の推進 食品企業が添加物や化学物質を減らし、人々が健康的な食生活を送れるよう、政策の一環として食と健康の在り方を普及させてください。運動や栄養バランスといった健康面の知識も、教育現場で積極的に取り組むべきです。	
外国人の排除要件はあるのでしょうか？ ないのであれば、必ず入れてください。	農地法第 3 条の許可、農業経営発展計画いずれにおきましても、日本人・外国人に関係なく農地の適正利用を担保するための要件を課しています。
・統計文字 1 の 1 において、「会社法（平成 17 年法律第 86 条）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めのある種類の株式の議決権を含むとしたところ、当該種類株式総会についても農業関係者が総議決権の過半を占めていればよいことを明確化する。」との記載	会社法（平成 17 年法律第 86 条）第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めのある種類の株式について、無議決権株式は含まれておりません。

があるが、この株式の種類に無議決権株式が含まれるか。含まれない場合、資本による会社の支配権への影響が懸念されるので対象に追加又は懸念払拭のための要件を別途付す必要があるのではないか。 ・時計文字 1 の 2 において、「農地等の全てを効率的に利用して事業を行うと認められるかどうかを判断する際の要素として、農作業に従事する者の配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守状況の 2 点を権利移転等の許可要件の例示として追加したところ」とあるが、農業に関する法令の遵守状況に関し、特に種苗法や農薬取締役法の遵守状況について申請人の申し出を裏付ける確認する機関はどこか？なお、市町村の農政担当課とする場合、当該担当課が違反者を確認する手法を用意すべきではないか（例えば、農林水産省でこれらの法令や営農型太陽光発電施設の違反者登録リストを整備し、当該リストの確認を事務手続きに盛り込むなど）。 ・「以下の丸 1 ? 丸 3 の場合は、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものとは認められないと判断することができることを追加する。」とあり、「丸 1 過去に耕作又は養畜の事業に供することなく他者譲渡等又は農地以外のものにする行為を行った者による権利取得、丸 2 現に農業関係法令に違反しているものでないものの、過去に違反した者による権利取得」とあるが、過去に一度でも違反していれば未来永劫農地の権利取得はできないと解してよいのか。そうでないならば、復権の要件、あるいはその他条件を付して許可できるとすれば、その条件を具体的に示していただきたい。また、「丸 3 権利取得後、短期間で遠方に転居、かつ更新等の見込みがないと認められる者等による権利取得」とあるが、このように判断しうる具体的な例をお示しいただきたい（例えば、住民票が当該市区町村又は近隣市区町村等になく、かつ住民票を移す予定もない場合は丸 3 に該当すると判断してよいのか。そうではなく営農に必要な期間滞在し、営農すると見込まれるに足る拠点があればよいとする場合（おそらく後者であると思料するが）、どのような外形的要	無議決権株式は株主総会において議決権を行使できないため、対応の必要はないと考えております。 農業関係法令の遵守状況について、必要に応じ、関係行政機関等に確認する場合、 ・種苗法の違反は、その違反に係る育成者権者（都道府県が育成者権者である育成者権の侵害が疑われる場合には当該都道府県の担当部局など） ・農薬取締法の違反は、都道府県の農薬取締法担当部局に対し、権利取得希望者等が当該法令に違反しているかどうかを照会することとなります。 御質問の事項については、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に該当すると判断することができることを明示することとしたものであり、申請書に記載された同号に例示する要素等の状況を踏まえ、農業委員会が個別の事案ごとに総合的に判断することとなります。
--	---

素で丸３への該当を判断するのかを具体的に例示いただきたい)。	
「農地法関係事務に係る処理基準について」及び「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」の一部改正案の概要について、以下の点を明確にされるよう要望いたします。 「農地法関係事務に係る処理基準について（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号 農林水産事務次官依命通知）」の一部改正中 ２ 農地法第 3 条第 2 項第 1 項の判断基準の場合、現状、農地法第 3 条許可を受け、所有権を移転した土地について、今後新たに農地法に基づく申請を行うには、権利取得後 3 年を経過し、かつ 3 耕作以上の「3 年 3 作」の実績を必要とされているところでありますが、これはこの一部改正においても取り扱いに変更がないかお示しいたしますようお願いいたします。 また、「過去に違反した者による権利取得」が認められないと判断することができるとありますが、例えば、限界集落における相続農地の中で、自宅から相当程度距離がありアクセスが困難な棚田等で耕作余力がないことから、許可を得ずに植林をした者が、近隣者の依頼に基づき、自宅に近接する農地を取得しようとした場合であっても、不可となり得るかお示しいたしますようお願いいたします。「過去」について、遡及期限の設定や「違反した者」の具体的な例示（科料に処せられた者など）などにより、担い手が乏しく、利便性の低い農地が点在するような過疎地の農地が、加速して荒廃していくことのないよう配慮いただくことも必要なのではないかと考えます。結果的に一切の復権を認めないという内容になるとした場合、その社会的影響が人権に関わる議論に発展しないか危惧されませんかでしょうか。 それぞれの地域の実態に合致する施策が行なわれるよう、強く要望いたします。	農地法第 3 条第 2 項第 1 項の判断基準において、「権利取得後 3 年を経過し、かつ 3 耕作以上の「3 年 3 作」の実績を必要」とはしておりません。 過去に違反した者による権利取得についても農地法第 3 条第 2 項第 1 号に該当すると判断することができることを明示することとしたものであり、同号に例示する要素等の状況を踏まえ、農業委員会が個別の事案ごとに総合的に判断することとなります。

※ 上記のほか、本改正案に直接関係しない御意見の提出が 4 件ありました。